

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十六号

佐賀県衛生薬業センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県衛生薬業センター管理規則（平成十三年佐賀県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

「ウイルス課

微生物課  
細菌課

第二条中  
を

理化学課  
食品化学課

に改める。

環境衛生課

第三条の微生物課の分掌事務の第一号中「細菌、」及び「リケッチアその他の微生物」を削り、「血清」を「その血清」に改め、同課の分掌事務の第二号中「感染症」を「ウイルスに起因する感染症」に改め、同課の分掌事務の第三号中「病理」を「ウイルスに起因する感染症及び不明疾患に関する病理」に改め、同課の分掌事務の第四号中「感染症」を「ウイルスに起因する感染症」に改め、同課の分掌事務の第五号中「生物学的諸検査法」を「ウイルスに起因する感染症及び不明疾患に関する生物学的諸検査法」に改め、同課の課名を「ウイルス課」に改め、同課の分掌事務の次に次のように加える。

細菌課

一 細菌、リケッチアその他の微生物（以下「細菌等」という。）及びこれらの血清に関する試験検査に関すること。

二 細菌等に起因する感染症及び不明疾患の調査研究に関すること。

三 細菌等に起因する感染症及び不明疾患に関する病理及び臨床に関する諸検査に関すること。

- 四 細菌等に起因する感染症の発生動向調査及び情報提供に関すること。
- 五 細菌等に起因する感染症及び不明疾患に関する生物学的諸検査法の教育講習及び技術的指導に関すること。

#### 食品化学課

- 一 食品衛生に関する諸検査及び調査研究に関すること。
- 二 残留農薬に関する諸検査に関すること。
- 三 食品化学に関する理化学的試験の教育講習及び技術的指導に関すること。

#### 環境衛生課

- 一 上下水道、温泉等に関する諸検査及び調査研究に関すること。
  - 二 家庭用品の試験検査に関すること。
  - 三 環境保全及び廃棄物に関する諸検査及び調査研究に関すること。
  - 四 環境衛生に関する理化学的試験の教育講習及び技術的指導に関すること。
- 第三条の理化学課の分掌事務及び課名を削る。
- 第六条第二項中「微生物課長」を「ウイルス課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。